

『申第19号・東京高等裁判所の判決に関する申し入れ』に対する窓口回答 会社は全く反省せず最高裁へ上告！

10月18日、『申第19号・東京高等裁判所の判決に関する申し入れ』について会社窓口から回答および説明がありました。

東京高等裁判所は10月2日、新幹線関西地本「地労委M」行政訴訟（名古屋車両所分会・掲示物不当撤去事件）について、会社の主張を退け中央労働委員会の主張（J R 東海労の主張）を認める勝利判決を言い渡しました。これにより名古屋車両所において、会社が組合掲示板から掲示物を一方的に撤去した行為は不当労働行為であることが確定しました。

『申第19号』はこの判決を受けて、会社に対して中央労働委員会命令を直ちに履行すること等を申し入れていたものです。しかし会社は『申第19号』について、「上告手続きを行ったので最高裁判所の判断を仰ぐ」としました。本部はこれまで7件もの不当労働行為が認定されながら全く反省していない会社に上告を取り下げ中労委命令を履行するよう抗議しました。

以下、会社の回答と主な議論です。

<申第18号に対する会社回答>

上告手続きを行った。会社として最高裁判所の判断を仰ぐこととした。

<主な議論>

組合：上告を行ったということは不当労働行為を認めないということか。

会社：これまで議論している通り、会社はこれまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ、違法行為は行なわない。

組合：これまで最高裁で7件もの不当労働行為が認定されているではないか。真摯に反省するべきだ。

会社：最高裁に判断を求めることにした。それ以上でも以下でもない。

組合：その様な態度は社会的にも無責任である。これまでの不当労働行為を反省しないのか。

会社：会社は不当労働行為は行っていない。

組合：不当労働行為の事実は消えない。上告を取り下げ、中労委命令を履行することを強く求める。

以 上